

資産負債アプローチと 収益費用アプローチに関する一考察

—イギリスの「財務報告原則書」を中心として—

可 児 島 達 夫

- I はじめに
- II イギリスにおける概念フレームワークの形成と機能
- III 会計基準審議会（ASB）の「財務報告原則書」
- IV 資産負債アプローチと収益費用アプローチ
- V 資産負債アプローチに関する問題
- VI 収益費用アプローチに関する問題
- VII むすび

I はじめに

近年、アメリカの財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board：以下FASBとする）を筆頭に、アングロ・サクソン諸国の会計団体や国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee）が、FASBに追随するように財務会計概念フレームワークに関する文書を公表している。それらにおいては、利益計算構造に関して、概念的には時価・発生主義を含む資産負債アプローチ（the asset and liability view）を採用している。そこで、従来の原価・実現主義に立脚した収益費用アプローチ（the revenue and expense view）と何が違うのか、どのような有用性があるのかということが本稿の問題意識である。

そこで、本稿では、イギリスにおける財務会計概念フレームワークであり、会計基準審議会（Accounting Standards Board：以下ASBとする）によって1995年11月に公表された公開草案「財務報告原則書」¹⁾（Statement of Principles

for Financial Reporting：以下SPFRとする）にもとづいて、資産負債アプローチと収益費用アプローチの相違点、およびそれぞれの特徴点を明らかにすることを目的とする。

まず、2節では、イギリスにおいてSPFRが公表されるまでの概念フレームワークの形成過程を概観するとともに、その機能について明らかにする。次に、3節では、SPFRの内容について簡単に述べる。さらに、4節では、資産負債アプローチと収益費用アプローチのそれぞれについて定義する。その上で、まず5節では、資産負債アプローチを採用するSPFRについて、収益費用アプローチを支持する立場から検討し、これに対して6節では、資産負債アプローチを支持する立場から、収益費用アプローチを検討することによって、それぞれの長所・短所を明らかにしたいと思う。

II イギリスにおける概念フレームワークの形成と機能

概念フレームワークが存在しない場合には、会計基準設定者は基準設定において経験に依存することを強いられる。会計基準設定の準拠枠として経験を用いることによる問題は、すべての人間の経験が異なるため、異なる結論が導かれ、結果として、過去においてさまざまな結論が氾濫することであった。

イギリスのASBの前身である会計基準委員会（Accounting Standards Committee）は、さまざまな基準草案を個々のメンバーの異なる経験を収集することによって作成するアプローチ（記述的アプローチ）²⁾を採っていた。その結果、会計基準の過剰、会計手続の選択肢の増大を招いた。

1) ASB, Exposure Draft, *Statement of Principles for Financial Reporting*, Nov.199

5. なお、本文中においてカッコ内で示されているパラグラフは、すべて上記の文献において掲載されている箇所を示す。

2) アメリカにおいても、1930年代後半から1950年代後半にかけて、会計原則は実質的には「経験の蒸溜」であるという信念によって支配されていた。この「経験の蒸溜」という言葉は以下の文献の副題による。G. O. May, *Financial Accounting: A Distillation of Experience*, The Macmillan Company, 1943.（木村重義訳『G.O.メイ財務会計—経験の蒸溜—』同文館、1970年。）なお、アメリカにおけるこの時代の会計原則設定の展開については、次の文献を参照されたい。拙稿「アメリカにおける財務会計概念フレームワークの形成基盤」『商学論究』（関西学院大学）第47巻第2号（1999年7月）、211-219頁。

そこで、ディアリング (R. Dearing) 委員会は、1988年のディアリング・リポート³⁾において、ASBの発足を要請し、概念フレームワークを開発するために、1990年代における基準設定プロセスの基礎を設計した。その起動力はおそらく、ソロモンズ (D. Solomons) の1989年のガイドライン⁴⁾における概念フレームワークに関する先駆的な研究から生まれたものと思われる。

ディアリング・リポートによれば、概念フレームワークの開発は、基準設定者にとって特定の会計問題に関する思考を公式化するのに役立つ、ディスクロージャーが真実かつ公正なる概観を付与するために十分であるか否かの判断を容易にし、そして作成者や監査人が会計基準を解釈し、特定の基準によって処理⁵⁾されない会計問題を解決するのに役立つとされる。

イギリスにおいては、これまで概念フレームワークについてさまざまな研究が行われてきたが⁶⁾、会計基準設定機関としての最初の体系的な概念フレームワークは、ASBが1991年から1994年まで公開草案または討議草案として公表した「原則書」⁷⁾である。それは、1995年11月にSPFRとして改訂された。さらに、

3) R. Dearing, *The Making of Accounting Standards: Report of the Review Committee under the Chairmanship of Sir Ron Dearing*, CB, ICAEW, 1988.

4) D. Solomons, *Guidelines for Financial Reporting Standards*, ICAEW, 1989.

5) R. Dearing, *op.cit.*, p.17.

6) イギリスにおける概念フレームワークに関する論議は、歴史的には次のように展開されている。

1975年7月 会計基準起草委員会 (Accounting Standards Steering Committee : ASC の前身) による「会社報告書」(The Corporate Report) 公表

1981年8月 マクヴェ (R. Macve) による「財務会計および報告のための概念フレームワーク」(A Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting) 公表

1988年 スコットランド勅許会計士協会 (The Institute of Chartered Accountants of Scotland) による「会社報告書を価値あるものにする」(Making Corporate Reports Valuable) 公表

1989年3月 ソロモンズによる「財務報告基準のためのガイドライン」(Guidelines for Financial Reporting Standards) 公表

7) ASB, *Statement of Principles*:

(ch.1-2) *The Objective of Financial Statements and the Qualitative Characteristics of Financial Information* (Exposure Draft), 1991. なお、詳細については次の文献を参照されたい。拙稿「イギリスにおける財務報告の概念的枠組みの展開—財務諸表の目的と財務情報の質的特性に関する考察を中心として—」『滋賀大学経済学部研究年報』第3巻 (1996年12月), 241-245頁。↗

1996年7月には、これら草案に関する一般からのコメントに対するASBの解答としてプロGRESS・ペーパーが公表されている⁸⁾。

ASBの一連の概念フレームワークの意図は、定義や概念を体系化し、過去において基準設定者によって批判されてきた基準相互の矛盾を排除することであった。ASBのSPFRは、ソロモンズのガイドラインによって提案されたものと非常に類似しており、基本的にはFASBの「財務会計諸概念に関するステイトメント」⁹⁾に由来する。

SPFRは会計基準になるように意図されたものではなく、むしろASBの指針となるステイトメントになるように意図されたものであり、ASBが新たな問題に首尾一貫した方法で取り組むことを確保することができる。その結果として生じる会計基準はSPFRを履行しようと努めた結果である。新しい会計基準は、実際に、SPFRのテストとなる。時には、既存の基準がSPFRに準拠しない場合もある。そのような場合には、ASBはその矛盾がどの程度まで当該基準を修正することによって解決できるか、また当該基準がどの程度SPFRを再検討する必要性の証拠となるかについて考慮しなければならない。

∨ (ch.3) *The Elements of Financial Statements* (Discussion Draft), 1992.

(ch.4) *The Recognition of Items in Financial Statements* (Discussion Draft), 1992.

(ch.5) *Measurement in Financial Statements* (Discussion Draft), 1993.

(ch.6) *Presentation of Financial Information* (Exposure Draft), 1991.

(ch.7) *The Reporting Entity* (Discussion Draft), 1994.

8) ASB, Progress paper on the exposure draft, *Statement of Principles for Financial Reporting-the way ahead*, July 1996. なお、詳細については次の文献を参照されたい。岩崎勇稿「会計の概念的枠組の展開—イギリスの『財務報告原則書』を中心として—」『会計』第150巻第4号(1996年10月)、50-65頁。

9) FASB, *Statements of Financial Accounting Concepts*,

No.1, *Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, Nov. 1978.

No.2, *Qualitative Characteristics of Accounting Information*, May 1980.

No.4, *Objectives of Financial Reporting by Nonbusiness Organizations*, Dec. 1980.

No.5, *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, Dec. 1984.

No.6, *Elements of Financial Statements*, a replacement of FASB Concepts Statement No.3 (incorporating an amendment of FASB Concepts Statement No.2), Dec. 1985.

(平松一夫・広瀬義州訳『FASB財務会計の諸概念【改訳新版】』中央経済社、1994年。)

Ⅲ 会計基準審議会 (ASB) の「財務報告原則書」

ASBのSPFRは全7章から構成される。以下、各章の内容について簡単に述べる¹⁰⁾こととする。

SPFR 第1章 「財務諸表の目的」

本章では、債権者のような投資家以外の主要な財務諸表利用者が投資家に提供されるのと同様の情報に関心があるということにもとづいて、投資家向け中心の財務諸表について検討している。投資家を中心とした利用者は、単に経営者のスチュワードシップを評価するという目的に関心があるだけでなく、財務諸表にもとづいて経済的意思決定を行うことに関心がある (par. 1.1)。具体的には、投資家は主として、会社の株式の取得、保有、あるいは売却という投資意思決定を行わなければならない、それに役立つような財務諸表が作成されなければならない。会社の資産に関する経営者の受託責任 (スチュワードシップ) の表明に関しては、投資家は前述の投資意思決定をしないで、会社の資産が満足のいくように受託されたかどうか¹¹⁾に注意を払わないであろう。したがって、SPFRは、利用者の経済的意思決定が経営者のスチュワードシップに関する評価に結びつく¹¹⁾とみなし、主として利用者の経済的意思決定に役立つ財務諸表に焦点を当てる。

SPFR 第2章 「財務情報の質的特徴」

SPFRは、財務情報の質的特徴として、目的適合性 (relevance)、信頼性 (reliability)、比較可能性 (comparability)、および理解可能性 (understandability)

10) 詳細については次の文献を参照されたい。拙稿「イギリスにおける財務報告の概念フレームワークに関する一考察—時価評価アプローチによる認識・測定・表示を中心として—」【彦根論叢】第306号 (1997年2月), 197-219頁。

11) 財務報告基準 (Financial Reporting Standard : FRS) 第3号「財務業績の報告」(Reporting financial performance)における利益の継続的要素と非継続的要素への分割と営業部門と財務部門の導入はこのような視点から生まれたものと思われる。

の4つをあげ、そのうち、前2者を内容（content）に関する質的特徴とし、後2者を表示（presentation）に関する質的特徴とする（pars.2.2-2.4）。残念ながら、これらの特徴のすべてを同程度具有することは不可能である。目的適合性と信頼性はトレード・オフの関係にあり、結果的にASBは主たる特徴として目的適合性と信頼性のいずれかを選択しなければならない。

SPFR 第3章 「財務諸表の構成要素」

資産（assets）とは過去の取引または事象から生じる将来の経済的便益に対する権利であり（par.3.5）、負債（liabilities）とは過去の取引または事象の結果として経済的便益を移転する義務である（par.3.21）。その他の構成要素である所有者持分（ownership interest：すなわち持分または資本）、利得（gains：すなわち収益）、および損失（losses：すなわち費用）は資産および負債の定義にもとづいて定義される資産負債アプローチが採られている。したがって、この結果、利益計算構造に関して、費用収益対応原則を中心とした収益費用アプローチと資産・負債の定義を中心とした資産負債アプローチの対立が生じることとなった。

SPFR 第4章 「財務諸表における認識」

本章では、資産や負債がいつ財務諸表において認識されなければならないかという問題が提起されている。SPFRは認識基準について次のように述べる。

「資産または負債は次の場合に認識されなければならない。

（a）当該項目に固有の資産または負債における変動が生じたという十分な証拠（適当な場合、将来の便益のインフローまたはアウトフローが生じるという証拠）が存在する。

（b）当該項目が十分に信頼性のある貨幣的金額で測定できる。」（par.4.6）

端的に言えば、資産（または負債）は当該資産（または負債）に固有な変動が生じたという十分な証拠が存在し、かつ信頼性をもって測定できる時点で認識されなければならないということである。すなわち、この場合の認識時点は、

同様の事象に対して複数の会計士がその測定に関して一致した時点である。

SPFR 第5章 「財務諸表における測定」

ASBは目的適的な情報に関心がある場合、歴史的原価よりも時価の方に接近する傾向がある。ASBは一般的には、財務報告は時価を用いる方向へ接近すべきではあるが、急進的に導入してはならないと考える。

投資目的の有価証券、不動産あるいは商品のようである一定の処分可能な資産が再評価され、企業の核となる営業資産であるような資産を歴史的原価のまま残す。SPFRは、究極的には、企業にとっての価値 (the value to the business) 基準を適用したいと考える (par.5.34)。この基準にもとづけば、「時価は、資産の現在の取替原価か回収可能価額のいずれか低い方として決定される。その場合、『回収可能価額』(recoverable amount) とは、現在の所有者によって得られる最高の価値、すなわち、当該資産の正味実現可能価額と使用価値のいずれか高い方である。したがって、企業にとっての価値は、最新の歴史的原価を用いた上で、伝統的な『低価法』ルールを採用することと特徴づけることができる。取替原価は、正味実現可能価額または使用価値がそれよりも低い場合には、そのどちらかの価額まで減少される。」(par.5.22)

企業にとっての価値基準は、おおむねカレント・コストと市場価値のいずれか低い方として解釈できる。しかし、このように発展的に時価を用いる方向へ接近することは、ピースミール・アプローチによって慎重に取り組まなければならないと思われる。

SPFR 第6章 「財務情報の表示」

本章では、どのようにして財務情報が前述の目的を満たすために財務諸表において表示されなければならないかということについて議論している (par.6.1)。ASBは、現在、次のものを監査対象となる主要財務諸表とみなしている (par.6.11)。

- (1) 損益計算書 (the profit and loss account)

(2) 総認識利得損失計算書 (the statement of total recognised gains and losses, 以下STRGLとする)

(3) 貸借対照表 (the balance sheet)

(4) キャッシュ・フロー計算書 (the cash flow statement)

結果として、資金計算書はキャッシュ・フロー計算書によって取って代われ、損益計算書は再構築され、STRGLが以前に損益計算書を回避し、直接、積立金に計上されていた項目を強調するために導入された。つまり、STRGLは新たな情報を追加したわけではなく、以前に注記に埋めていた重要な情報を抜粋し、それを顕著に表示したものであるといえる。

SPFR 第7章 「報告実体」

本章では、連結財務諸表の背後にある理論について述べられている。

以上SPFRの全章を要約してきたが、中心となり、かつ最も論点のある部分には、構成要素、認識、測定、および表示に関する章である。なぜなら、財務会計に関して支配的な収益費用アプローチという伝統的に財務会計の基盤となる重要な概念に対する挑戦であるからである。

IV 資産負債アプローチと収益費用アプローチ

資産負債アプローチによる場合、「利益は一期間における営利企業の正味資源の増分の測定値であるとみなされ、利益は、資産・負債の増減額にもとづいて定義される。正の利益要素—すなわち収益—は当該期間における資産の増加および負債の減少にもとづいて定義される。負の利益要素—すなわち費用—は当該期間における資産の減少および負債の増加にもとづいて定義される。資産・負債—前者は企業の経済的資源の財務的表現であり、後者は将来他の実体（個人を含む）に資源を引き渡す義務の財務的表現である—は、このアプローチにおける鍵概念である。（中略）その他の財務諸表の構成要素—すなわち、所有者持分または資本、利益、収益、費用、利得、損失—すべて、資産

・負債の属性の測定値相互間の差額、あるいは当該各測定値の変動額として測定される。¹²⁾資産負債アプローチの下では、収益および費用は資産および負債によって定義されることになり、とにかく資産および負債の定義が行われることが重要となる。

一方、収益費用アプローチによる場合、「利益が、儲けをえてアウトプットを獲得し販売するためにインプットを活用する企業の効率の測定値であるとみなされ、利益を一期間の収益と費用との差額にもとづいて定義される。(中略)収益・費用—すなわち、企業の収益稼得活動からのアウトプットと当該活動へのインプットとの財務的表現—は、このアプローチにおける鍵概念である。¹³⁾

「収益費用アプローチにおいては、収益・費用認識の時点決定の結果、期間収益を稼得するためのコスト（費用）が当該収益から控除されるならば、利益は適切に測定されることになる。収益・費用の測定、ならびに一期間における努力（費用）と成果（収益）とを関連づけるための収益・費用認識の時点決定が、財務会計における基本的な測定プロセスである。利益測定は収益と費用との対応プロセスとして説明される。¹⁴⁾」収益費用アプローチの下では、利益は収益と費用との差額であり、収益は実現基準によって認識され、費用は発生基準によって、かつ収益に対する対応概念にもとづいて認識される。

V 資産負債アプローチに関する問題

収益費用アプローチの支持者にとっては、資産や負債に関する定義はさほど重要ではなく、期間利益の歪曲を回避し、利益の測定や費用収益対応原則が重視された。他方、資産や負債は単に損益計算書に含まれなかった残余費用および収益であった。

12) FASB, Discussion Memorandum, *An Analysis of Issues related to Conceptual Framework for Accounting and Reporting: Element of Financial Statements and Their Measurement*, Dec. 2, 1976, par. 34. (津守常弘監訳『FASB財務会計の概念フレームワーク』中央経済社, 1997年, 53-54頁。)

13) *Ibid.*, par. 38. (上掲訳書, 55頁。)

14) *Ibid.*, par. 39. (上掲訳書, 55頁。)

収益費用アプローチの支持者にとっては、ASBのSPFRに関しては主として次のような3つの問題点が考えられる。

1. 貸借対照表中心主義に関する問題
2. 時価評価中心の会計に関する問題
3. 実現利益の放棄に関する問題

以下、詳細に述べることとする。

1. 貸借対照表中心主義に関する問題

これは、貸借対照表が何を表現すべきかが会計の中心的課題であるとみなすことに関する問題であり、主としてSPFRの「第3章 財務諸表における構成要素」および「第4章 財務諸表における認識」に関する問題である。これに関して、ビルチャー（P. Bircher）¹⁵⁾は次のように述べる。

SPFRは資産および負債の定義や貸借対照表におけるそれらの認識基準に関する会計を構築することを目的とする。しかし、会計の根底を成すものは企業の取引であり、それにもとづいて収益および費用の認識基準を決定する。貸借対照表はこのプロセスの副産物であって、出発点ではない。

貸借対照表は実際には継続企業の行動を人為的に静止させた状態を提供するにすぎない。企業の継続的な性質によって配分（対応）原則が必要とされる。それはまた会計においてゴーイング・コンサーン概念が中心概念とされるゆえんである。貸借対照表上の項目は何が長期的な活動であるかを反映しなければならない。具体的には、次のような繰延収益（deferred income）の計上や契約上の債務の認識に関して問題がある。

（1）繰延収益の計上に関する問題

現行の会計では、貸借対照表には繰延収益項目が含まれる。仮に現金を受け

15) P. Bircher, Problems with the Accounting Standards Board's draft Statement of Principles, in ICAEW, *Financial Reporting Today - Current and Emerging Issues The 1998 Edition*, 1997, pp. 4-7.

取ったが、まだ稼得していない場合、それは損益計算書に計上されるまで貸借対照表の貸方項目として計上される。これは貸借対照表が残高計算書として用いられ、取引を対応概念や慎重性 (prudence) の概念にもとづいて期間配分するという伝統的な理由による。

しかし、SPFRは貸借対照表における繰延収益の計上を容認していない。たとえば、雑誌の予約購読に関して、SPFRは次のように述べる (par. 4.30)。出版社側には義務が存在するが、これは雑誌を提供すべきであるという義務である。したがって、それに伴われる金額は雑誌を提供するコストであり、唯一認識可能な負債はこの金額である。即時に利益の全額を計上すべきである。資産は受け取った現金の金額の分増加し、一方、負債は賦課されるべきコストの分増加し、その差額が利得である。¹⁶⁾

(2) 契約上の債務の認識に関する問題

仮にある企業が財またはサービスに関する拘束力のある契約を結ぶ場合、現行の会計では当該財またはサービスが引き渡されるまでは計上すべき負債は必要とされない。取引は利害関係者の履行によって引き起こされるからである。しかし、SPFRでは、原則として、取引は企業が利害関係者によって履行することが強制できる場合に負債が生じるとされる (par. 4.18)。拘束力のある契約はすべて負債として認識されなければならない。それはまた、ゴーイング・コンサーン概念にもかかわらず、ある期間のある一時点における企業の状態を評価することが要求されているからである。

2. 時価評価中心の会計に関する問題

これは、取引ベースや費用収益対応原則にもとづいた歴史的な原価会計から、資産や負債に関して優先的に時価評価する新たな会計に移行しようとするこ

16) この論理はまた、出版社が3年間の予約購読をすると料金を減額するように、得意先に長い間予約購読をするように誘発することによって即時に報告利益を上げることができるという意味を含む (*Ibid.*, p. 5.)。

に関する問題であり、主としてSPFRの「第5章 財務諸表における測定」に関する問題である。これに関して、ビルチャーは次のように述べる。¹⁷⁾

SPFRによれば、歴史的原価の主な短所は目的適合性の明らかな欠落であり（par. 5.19）、他方、時価の最も重要な長所はその目的適合性であるとする（par. 5.25）。SPFRは、結論的に、「実務が時価をより多く用いる方向へ進歩することによって発展しなければならない」（par. 5.38）と主張する。

しかし、単に、時価が歴史的原価よりも目的適合的であるといえるわけではない。2つの評価システムは異なる情報を提示する。すなわち、歴史的原価システムは、中・長期的な将来のキャッシュ・インフローを予測するには適した情報を提供し、時価システムは、短期的な将来のキャッシュ・インフローを予測するのに適した情報を提供すると考えられる。それぞれが目的適合性にとって正当な権利を有するが、歴史的原価はよりわかりやすく、客観性や信頼性にすぐれている（pars. 5.16-18）。これは時価を用いることがすべての場合において適当でないというわけではなく、ある一定の金融商品の会計処理に関しては時価が用いられる可能性がある。金融商品の会計処理に関する時価評価の適否については別稿の課題としたい。

イギリスにおける財務諸表は、時価をピースミール・アプローチにもとづいて採用する方向へ動いてきている。ASBはそのような漸進的な変革がどのように成し遂げられるべきか決定しなければならない。実際に、SPFRは、時価評価アプローチへの試金石として、既述のような企業にとっての価値基準を提案し、可能な限り目的適合性に見合う情報をディスクローズすることを熱望している。

3. 実現利益の放棄に関する問題

これは、実現利益を放棄し、期首と期末の貸借対照表間の変動を分析することによって、それにとまなう財務業績計算書の変動を測定することに関する問題である。主としてSPFR「第6章 財務情報の表示」に関する問題である。

17) P. Bircher, *op.cit.*, pp.8-9.

これに関して、ビルチャーは次のように述べる。¹⁸⁾ SPFRは、利益の質に関して、実現利益か未実現利益かの分析よりも有用な分析が、営業活動に起因する利得および損失か、企業の営業活動において継続的に使用するために保有されている資産および負債の価値における変動から生じる利得および損失かの分析であると主張する (par. 6.26)。継続的に保有される資産および負債上の利得および損失 (実現か未実現かに関係なく) はSTRGLに計上される (par. 6.27)。それ以外の利得および損失 (実現か未実現かに関係なく) は損益計算書に計上される (par. 6.28)。

しかし、現行の会計実務は、企業が将来活動の結果として報告しなければならない将来の利益または損失を測定することに焦点を当てており、実現概念はそのような職能において重要な機能を果たす。なぜなら、実現概念は利益が報告される上で満たさなければならない質的な境界を確立するからである。

即時換金可能性を実現の要件とする狭義的・伝統的実現概念は時代遅れとなつてきており、特に金融商品における市場の発展を考慮すれば、より広い定義が必要とされる。そのような調査研究に関しては、カースバーグ (B. Carsberg) とノーク (C. Noke) が、即時換金可能性に代わって測定の信頼性を実現の要件とすることを提案した。¹⁹⁾ 彼らは信頼性のある市場において取引されている資産の価値における利得は信頼性をもって測定可能であり、その結果、実現されたものとして処理することができると主張した。

仮に資産負債アプローチにおいて、実現概念を機能させるならば、次のような考え方もあると思われる。²⁰⁾ すなわち、測定の信頼性を要件として認識された利益から、財務情報の表示レベルにおいて分配可能利益を抽出するための再分類概念としてみなす考え方である。この考え方によれば、実現概念は認識概念ではなく、ディスクロージャー概念としての機能を有することになる。

18) *Ibid.*, pp.10-12.

19) B. Carsberg and C. Noke, *The Reporting of Profits and The Concept of Realisation*, ICAEW, 1989. なお、詳細については次の文献を参照されたい。拙稿「利益報告の多様性と実現概念—イギリスにおける報告書に関する考察を中心として—」『関西学院商学研究』第38号 (1995年9月), 43-60頁。

20) 詳細については次の文献を参照されたい。上掲論文, 57-59頁。

VI 収益費用アプローチに関する問題

費用収益対応原則をめぐる論争における重要な部分は資産や負債に関する定義に関係する。借方項目は資産か費用、貸方項目は負債か収益であり、それ以外のものとして定義される借方または貸方の要素が残余持分であるということについては、異論はないと思われる。ASBの見解は、資産や負債を評価する方が収益や費用を評価するよりも簡単であるということである。収益費用アプローチの支持者であるパターソン（R. Paterson）は、資産は「貸借対照表日を越えた期間に便益をもたらすと期待される²¹⁾」と述べている。したがって、いずれの定義にせよ共通した面をもっている。主要な相違点は、収益費用アプローチの支持者が、単純に利益を平準化しようとして、ある一定の繰延費用や繰延収益をそれぞれ資産や負債とみなすことにある。

トゥウィーディーは次のように述べる²²⁾。ASBの意図は、財務諸表に表されることは現実の世界に根差したものでなければならないということである。繰延費用や繰延収益の中には、現実の世界に存在するものを示すという理由ではなく、費用と収益を適切に対応させ、期間利益を歪曲することを回避するという理由から、貸借対照表に計上されるものもある。概念は現実の世界に根差したものでなければならない。財務諸表には想像上の資産や負債を取り入れてはいけない。貸借対照表は「複式簿記システムが遺憾な副産物としてもたらした不必要な原価のための広大壮麗な墓²³⁾」であってはいけない。

スプローズ（R. T. Sprouse）（1988, p.126）は、ある一定の繰延費用や繰延収益を示すために「what-you-may-call-its」という言葉を用いた²⁴⁾。このよ

21) R. Paterson, Building the right framework, *Accountancy*, Oct.1988, p.26.

22) D. Tweedie, Regulating Change-The Role of the Conceptual Statement in Standard-Setting, in I. Lapsley and F. Mitchell, *Accounting and Performance Measurement*, Paul Chapman Publishing Ltd., 1996, p.28.

23) W. T. Baxter, Introduction to the First Edition, in W. T. Baxter and S. Davidson ed., *Studies in Accounting*, ICAEW, 1977, p.x.

24) R. T. Sprouse, Accounting for What-You-May-Call-Its, *The Journal of Accountancy*, Oct.1966, pp.45-53. R. T. Sprouse, Commentary on Financial Reporting, *Accounting Horizons*, Dec.1988, p.126.

うな項目は、現実の世界に存在する資産や負債であるかどうかに関係なく貸借対照表に含まれる。これらは「適切な対応」、「期間利益の歪曲を回避すること」および「資産＝原価」という論理の結果である。

しかし、資産負債アプローチの支持者の立場からすれば、会計基準設定者が、「適切な対応」や「期間利益の歪曲を回避すること」が何を意味するかを明確にすることは非常に難しい。というのは、歪曲のない利益は、利益が何であるべきかが既知であって、費用を収益に適切に対応させ、歪曲させているものをすべて取り除くことによってはじめて達成できるからである。利益の歪曲を回避することを目的とした収益費用アプローチの特徴的な実務としては、損失の繰延、将来損失に備えての引当金計上、リストラクチャリング（事業の再構築）または組織変更の費用に備えての引当金計上、および自家保険のための引当金があげられる。以下、それぞれについて資産負債アプローチの支持者の立場から検討する。

損失の繰延に関しては、企業の中には開業損失を資産化する場合もある（開業費の繰延計上）。資産化される理由は、そのような損失が生じるのが企業状態によってはやむを得ない場合があるからであり、将来利益を獲得するにあたって欠くことができないからである。しかし、それならば、将来利益が得られるというある一定の期待がありさえすれば、すべての取引に関わる損失が、企業が継続する限り、資産化できるという論理が成り立ってしまうと考えられる。

将来損失に備えての引当金計上に関しては、過去において、企業は将来の取引に関わる損失が予測される場合に引当金を計上することが認められてきた。仮にそれらが単に取引において予期される減少であるならば、これは将来到来する当該期間の成果であり、当期の成果として処理することは何もないと考えられる。

リストラクチャリングまたは組織変更の費用に備えての引当金計上に関しては、経営者は余剰労働者を解雇し、ある一定の工場を閉鎖し、事業を再構築しようと計画することがあるが、会計が経済活動および経済事象の真実を写像することを使命とする限り、そのような計画にもとづいて負債は生じないのであ

て、義務によって負債が生じると考えられる。会社に債務が発生し、営業活動によって債務を返済することができない場合には、負債が計上されなければならない。

自家保険のための引当金に関しては負債ではない。そのような見越項目は評価性ではなく費用性である。自家保険を計上するための借方項目が損益計算書において計上される時点では負債は存在しない。

経営者は利益の変動性に対して非常に敏感であり、他方、株主は安定配当を望んでいる。偶発事象の影響を最小化することが経営者の使命である。しかし、偶発事象が生じ、それが市場価値に影響をおよぼすならば、それを財務諸表に反映させなければならない。財務諸表の主な目的は、既述のとおり、債権者や投資家が代替的な投資と比較し、意思決定するのに役立つことである。仮に安定性あるいは変動性が財務諸表の利用者にとって重要であるとするならば、その最大の理由は、安定性あるいは変動性が忠実に記録されなければならないからということである。財務情報は中立的でなければならない。

「財務諸表に含まれる情報は、中立、すなわち、偏向がないようであればならない。財務諸表は、それに事前に決定された結果を達成するために、意思決定や判断に影響をおよぼすような方法で選択されたり、あるいは表示された情報が含まれる場合には、中立的ではない。」(par. 2.19)

財務報告は財務分析ではない。利益の評価は、投資家が、経営者の業績を評価するときに役立つものである。そして、将来の収益力は、投資家が、ある企業に投資する上でリスクがあるか否かを意思決定するために役立つものである。このためには、平準化された利益は役立たない。評価を行ったり、歪曲を平準化することは、投資家、債権者、およびその他の利用者側の問題である。収益力の概念やそれを評価する技術は財務分析の範疇であって、財務報告の範疇ではない。資産負債アプローチの支持者にとっては、損益計算書は業績の実態を反映しなければならないし、貸借対照表は企業の純粋な資産や負債（将来の業績のための基盤）を表示しなければならないと考えられている。

Ⅶ むすび

以上、資産負債アプローチと収益費用アプローチに関する相違点およびそれぞれの特徴について、イギリスにおけるSPFRにもとづいて考察してきた。

資産負債アプローチの場合、貸借対照表から繰延項目や一部の引当金のような計算擬制的な項目を排除する一方、取引概念に契約を加え、測定信頼性を認識基準とすることによって、貸借対照表に金融商品やデリバティブのような将来収入将来収益項目や将来費用将来支出項目が加えられる。その際、測定に関しては時価（SPFRでは企業にとっての価値基準）にもとづいて行われる。また、利益表示に関しては、SPFRでは、実現・未実現の区分ではなく、営業活動に起因する利益か、継続的に保有される資産および負債の価値における変動から生じる利益かに区分される。

他方、収益費用アプローチの場合、期間損益計算を重視するため、過去の収支を発生主義、実現主義、および費用収益対応原則にもとづいて認識された収益費用によって平準化し、趨勢化した利益が計上される。その結果、貸借対照表には繰延項目や引当金のような現実の世界に根差していない計算擬制的な項目が含まれ、損益計算書に含まれなかった残余費用および収益が計上される。

投資家を中心とした財務諸表の利用者の意思決定に有用な利益としては、比較的短期的な将来キャッシュ・インフローを予測するためには、前者の資産負債アプローチにもとづく利益が適しており、比較的中・長期的な将来キャッシュ・インフローを予測するためには、後者の従来型の収益費用アプローチにもとづく利益が適しており、両者とも必要であると考えるのである。

このような考え方が成り立つためには、未成熟といえる前者について、契約を含む取引概念の拡張に関する詳細なる分析、その具体例としての金融商品やデリバティブに関する会計処理について検討することによって、資産負債アプローチにもとづく利益の有用性を明らかにしなければならない。それらについては次稿の課題とする。